

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の延長を踏まえた今後の方針

令和3年9月10日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、京都府に緊急事態宣言が発出されておりますが、未だ宣言解除に至る状況ではないことから、緊急事態宣言の期間が9月30日（木）まで延長されました。

このため、国の専門家会議の提言や府の専門家会議の意見を踏まえた京都府新型コロナウイルス感染症対策本部の「京都府における緊急事態措置」に準じて、京丹波町では、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施します。

町民の皆様におかれましては、これまでからお願いしています基本的な要請事項と併せて、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

◆ 感染拡大防止を徹底するためのお願い

(1) 取組期間

- ・ 8月20日（金）0時から9月30日（木）24時まで

(2) 外出自粛の要請

- ・ 医療機関への通院や生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出、移動を控えてください。
- ・ 特に、午後8時以降の不要不急の外出は自粛してください。
- ・ 都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動、混雑している場所等への外出を極力控えてください。
- ・ 感染対策が徹底していない飲食店等や、休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えてください。

(3) 発熱等の症状がある方への要請

- ・ 発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさの症状）がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談してください。
- ・ 自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いを行ってください。
- ・ 極力、個室で過ごして部屋から出ないようにし、共有スペースの利用は最小限にしてください。

(4) 同居者に発熱等の症状がある方への要請

- ・ 同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等により同居者の療養環境を確保してください。

- ・同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱等がある場合と同様に注意してください。

(5) 催物（イベント等）における感染を防ぐために

イベント主催者等の皆様には、以下の要件に沿った開催をお願いします。

- ① 上限人数 5,000人以下もしくは施設の収容率の50%以内の人数のいずれか小さい方。
- ② 開催時間 午後9時まで
- ③ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを実施する場合は、事前に、京都府の相談窓口にご相談してください。

(新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム 075-414-5658)

(6) 施設の使用制限等

- ① 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）遊興施設（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗については、次のとおり要請します。

サービスの内容	要請内容
酒類提供（店内持ち込みを含む）またはカラオケ設備を提供する場合	営業（施設）の休止
酒類提供またはカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）

- ② 体育館やグラウンド、公民館など町の管理施設については使用（貸出）を中止します。

※ 図書室については、貸出・返却に限り利用できます。

※ 公園については、個人の散歩等に限り利用できます。

使用を中止する町の管理施設

【小中学校の体育館及びグラウンド等】

竹野小学校	丹波ひかり小学校	下山小学校
瑞穂小学校	和知小学校	蒲生野中学校
瑞穂中学校	和知中学校	

【集会場等】

中央公民館	桧山公民館	梅田振興センター
三ノ宮基幹集落センター	質美振興センター	下大久保文化教育センター
和知ふれあいセンター	和知生涯学習センター	山村開発センターみずほ
わーふ館		

【運動施設】

上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド	三ノ宮農村公園グラウンド
わちグラウンド	旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	わち夢広場	

【公園】

須知川水辺公園	須知公園
---------	------

(7) 職場における感染予防の徹底

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進、時差出勤、テレビ会議の活用等により、職場や通勤中での「密」を回避してください。
- ・執務室だけでなく、休憩スペースや更衣室等の共用スペースについても、こまめに換気を行うなどの対策を行ってください。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制してください。
- ・体調に不安のある従業員に対して、感染予防のための就業上の配慮や休暇を取得しやすい環境づくりを推進してください。

◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項「(7) 職場における感染予防の徹底」と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

◆ 町主催の会議等について

- ・町が主催する会議等については、原則として中止または延期します。ただし、緊急の場合や町民の日常生活への影響が大きい場合は、必要最小限の規模、時間により、感染予防対策を十分に講じた上で開催します。

◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔幼稚園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ、保育所〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。

◆ 感染の再拡大を防ぐためのお願い

(1) 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を!

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・マスクを着用する場合は、強い負荷の運動や作業は避け、こまめに水分補給を行うとともに、周囲の人と十分な距離が確保できる場合は、マスクを一時的に外すなど、熱中症対策を行ってください。
- ・検温を習慣化し、体調管理に努めてください。何か症状が出たり、体調の悪さを感じた時は、必ず検温を行ってください。
- ・人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外での活動も慎重に行動してください。
- ・特に、多人数での宴会等は自粛をお願いします。
- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。
会話の時は必ずマスクをしましょう!

(2) ワクチン接種済の方も、引き続き感染予防対策を

- ・ワクチン接種を完了した方も、引き続き、マスク着用、手洗い、消毒などの感染予防対策をお願いします。

<ワクチン接種完了後も周りの人に配慮を>

- ・ 周りの人は未接種かもしれません!
- ・ コロナウイルスは手指についているかもしれません!
- ・ 正しいマスクの着用や手指消毒などの感染対策は継続を!

(3) 飲食機会における感染を防ぐために

- ・ 飲食時のきょうとマナーにご協力をお願いします。

<きょうとマナー>

- ① 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!
- ② 会話の時は、マスクを着用!
- ③ 食事前、退店時には手指消毒を!
- ④ お店では大声で話さないでください!
- ⑤ 2時間、4人までを目安に!

- ・ 宴会、複数家族でのホームパーティーは控えてください。
- ・ 路上、公園等の屋外での飲食も控えてください。